
令和3年度

人吉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

人吉市監査委員

人監第127号
令和4年9月2日

人吉市長 松岡隼人様

人吉市監査委員 井上祐太

人吉市監査委員 犬童利夫

令和3年度人吉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について次のとおり意見を提出する。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和3年度健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和3年度資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年8月19日から令和4年8月26日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査するとともに必要に応じて関係職員の説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

なお、審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分		実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担比率	資金不足 比 率
普通 会計	一 般 会 計	⇕	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計					
公 営 事 業 会 計	公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	↓	↓	↓	⇕
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	法適用公営企業会計	水道事業特別会計				
		公共下水道事業特別会計				
法非適用公営企業会計	工業用地造成事業特別会計					
一 部 事 務 組 合 ・ 広 域 連 合	人吉球磨広域行政組合			↓		
	人吉下球磨消防組合					
	熊本県後期高齢者医療広域連合					
地 方 公 社 ・ 第 三 セ ク タ ー 等	くま川鉄道株式会社				↓	
	球磨川くんだり株式会社					
	球磨焼酎リサイクル株式会社					

- (注) 1 「法適用」とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業である。
 2 資金不足比率は公営企業ごとに算定されるものである。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

比率名		令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	13.44%	20.0%
連結実質赤字比率		—	18.44%	30.0%
実質公債費比率		5.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率		24.8%	350.0%	
資 金 不 足 比 率	水道事業	—	20.0%	
	公共下水道事業	—	20.0%	
	工業用地造成事業	—	20.0%	

- (注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字ではないため「—」で表示した。参考欄の数値は計算結果に基づく数値を表示した。

(1) 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

一般会計等の実質収支等の状況

(単位:千円・%)

会計名	令和3年度	令和2年度	増減
一般会計	313,035	1,196,645	△ 883,610
人吉球磨地域交通体系整備特別会計	0	0	0
合計 A	313,035	1,196,645	△ 883,610
標準財政規模 B	9,383,209	9,063,570	319,639
実質赤字比率 A/B × 100	—	—	
参考	3.33	13.20	

令和3年度の一般会計等の実質収支額の合計額は313,035千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されず、表示は「—」となる。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

各会計等の実質収支又は資金剰余(不足)等の状況

(単位:千円・%)

会計名	令和3年度	令和2年度	増減
一般会計等	313,035	1,196,645	△ 883,610
国民健康保険事業特別会計	243,975	342,911	△ 98,936
介護保険特別会計	307,195	134,190	173,005
後期高齢者医療特別会計	11,918	7,581	4,337
水道事業特別会計	788,487	807,409	△ 18,922
公共下水道事業特別会計	68,466	163,376	△ 94,910
工業用地造成事業特別会計	0	0	0
合計 A	1,733,076	2,652,112	△ 919,036
標準財政規模 B	9,383,209	9,063,570	319,639
連結実質赤字比率 A/B × 100	—	—	
参考	18.46	29.26	

令和3年度の全会計等の実質収支額及び資金剰余(不足)額の合計額は1,733,076千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されず、表示は「—」となる。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金(市債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

公債費等の状況

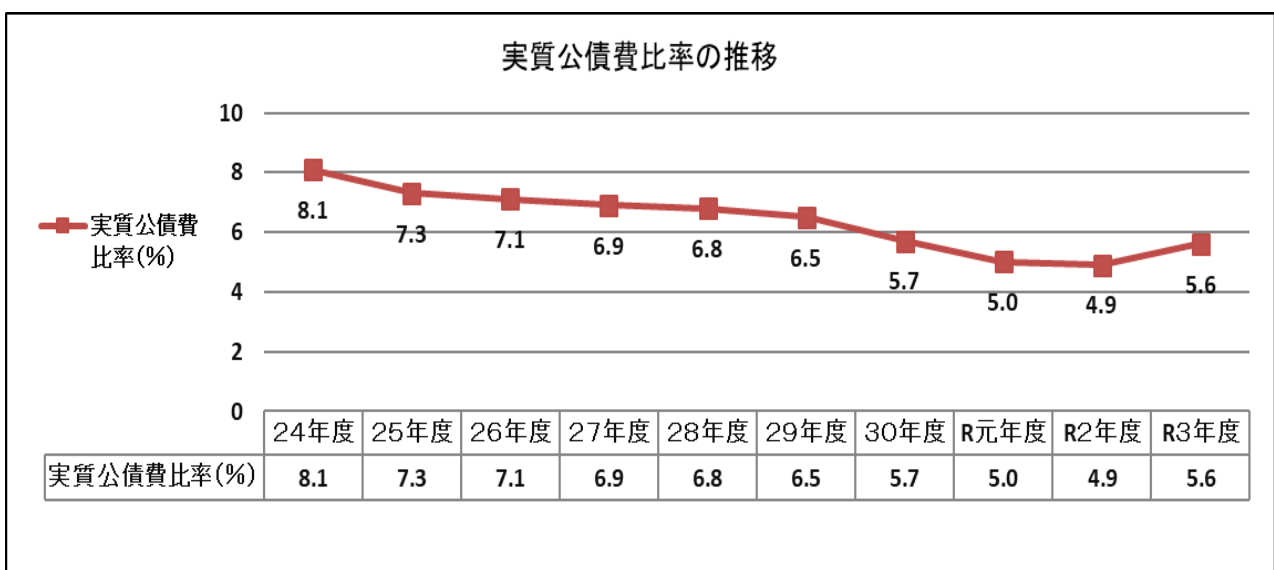
(単位:千円)

区 分		令和3年度	令和2年度	令和元年度
地方債元利償還額	A	1,524,326	1,410,729	1,412,321
準元利償還額	B	330,822	406,267	360,728
特定財源	C	217,087	229,954	226,668
基準財政需要額算入額	D	1,100,430	1,149,428	1,162,205
(A + B) - (C + D)	E	537,631	437,614	384,176
標準財政規模	F	9,383,209	9,063,570	8,841,662
(F - D)	G	8,282,779	7,914,142	7,679,457
実質公債費比率(単年度)E/G × 100		6.49095%	5.52952%	5.00265%
実質公債費比率(3か年平均)		5.6%	4.9%	5.0%

※実質公債費比率(3か年平均)の数値については、小数点以下第2位を切り捨て

令和3年度の単年度実質公債費比率は6.5%で、前年度(5.5%)に比べ1.0ポイント高くなっている。また、公表される実質公債費比率(3か年平均)の数値も5.6%と前年度と比較し、0.7ポイント高くなっている。いずれも早期健全化基準の25%を下回っている。

【参考】過去10年間の推移



(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかを示すもので、比率は次の算式による。

将来負担比率の状況

(単位:千円・%)

区 分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
地方債の現在高	24,172,689	17,989,750	16,111,193
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	1,408,232	2,052,135	1,244,815
組合負担等見込額	594,488	767,975	778,466
退職手当負担見込額	2,438,301	2,472,183	2,450,891
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 A	28,613,710	23,282,043	20,585,365
充当可能基金額	5,639,954	4,277,122	1,842,470
充当可能特定歳入	1,273,570	1,693,617	1,797,372
基準財政需要額算入見込額	19,645,583	14,349,205	11,995,203
充当可能財源等 B	26,559,107	20,319,944	15,635,045
(A - B) C	2,054,603	2,962,099	4,950,320
標準財政規模 D	9,383,209	9,063,570	8,841,662
基準財政需要額算入額 E	1,100,430	1,149,428	1,162,205
(D - E) F	8,282,779	7,914,142	7,679,457
将来負担比率 C/F×100	24.8	37.4	64.4

令和3年度の将来負担比率は24.8%で、令和2年度と比較すると12.6ポイント低くなっており、引き続き、国が示す早期健全化基準の350%を下回っている。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位:%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減	経営健全化基準
水道事業特別会計	—	—	—	20.0
参考	△ 153.61	△ 182.88	29.27	
公共下水道事業特別会計	—	—	—	
参考	△ 11.86	△ 34.13	22.27	
工業用地造成事業特別会計	—	—	—	

(注) 資金不足比率については、算定した結果が赤字ではないため「—」で表示した。参考欄の数値は計算結果に基づく数値を表示した。

いずれの会計も資金不足を生じていないため、該当の数値はない。なお、参考として、法適用の水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、比率を求めた。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位:千円)

区 分	会計年度	負債等(A)	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高(B)	資産等(C)	解消可能資金不足額(D)	資金剰余額	事業規模(E)
水道事業特別会計	令和3年度	66,297	0	854,784	0	788,487	513,305
	令和2年度	80,218	0	887,627	0	807,409	441,505
	増減額	△ 13,921	0	△ 32,843	0	△ 18,922	71,800
公共下水道事業特別会計	令和3年度	61,932	0	130,398	0	68,466	577,420
	令和2年度	998,896	0	1,162,272	0	163,376	478,623
	増減額	△ 936,964	0	△ 1,031,874	0	△ 94,910	98,797

※負債等＝流動負債－(控除企業債等＋控除未払金等＋控除額＋PFI建設事業費等)

※資産等＝流動資産－(控除財源＋控除額)

※事業規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

比率は次の算式による

資金不足比率	$\frac{\text{資金不足額} \{ (\text{負債等 A} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B} - \text{資産等 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$
--------	---

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業特別会計で7億8,848万7千円、前年度に比べ1,892万2千円減額、公共下水道事業特別会計で6,846万6千円、前年度に比べ9,491万円減額となっている。

(2) 法非適用企業

法非適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況(法非適用)

(単位:千円)

区 分	会計年度	繰上充用額(A)	支払繰延額・事業繰越額(B)	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高(C)	解消可能資金不足額(D)	資金剰余額	事業規模(E)
工業用地造成事業特別会計	令和3年度	0	0	0	0	0	437,603
	令和2年度	0	0	0	0	0	478,090
	増減額	0	0	0	0	0	△ 40,487

※事業規模については、営業収益に相当する額から受託工事収益に相当する額を控除したものを計上すべきであるが、宅地造成事業のみを行うため、事業経営のための財源規模(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額を用いている。

比率は次の算式による

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金不足額} \{ (\text{繰上充用額 A} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額 B} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$
--------	---	--

工業用地造成事業特別会計については、資金不足額を生じていない。これは、一般会計からの繰入金により収支均衡を図っているためである。令和3年度については、一般会計から4,401万3千円(公債費へ充当)の繰出を行った。

4 むすび

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも財政の健全段階範囲で推移している。

実質公債費比率については、令和3年度の単年度実質公債費比率は6.5%で、前年度(5.5%)に比べ1.0ポイント高くなっており、公表される実質公債費比率(3か年平均)の数値は5.6%と、前年度と比較し0.7ポイント高くなっている。

単年度実質公債費比率が1.0ポイント高くなった要因は、普通会計の元利償還金の増などによるものである。

将来負担比率については、前年度に比べ12.6ポイント低く(好転)なっている。その主な要因は、分子となる将来負担額のうち、地方債現在高の大幅な増額があるものの、分子の減額要素となる充当可能財源等のうち、充当可能基金額となる減債基金等への積み増し、及び基準財政需要額算入見込額が大幅増額となったことによるものである。

超高齢化社会の到来、追従する生産年齢人口の減少、社会保障関連経費の増嵩、公共施設の老朽化に伴う更新費用の増加、財源となる新たな市債発行が予想され、さらには、令和2年7月豪雨による復旧工事、新市庁舎建設終了後の本格的な起債償還など、本市の財政運営は決して楽観視できない状況にあることは言うまでもない。

本市の健全化判断比率等は、いずれも適正範囲にはあるが、従来に増して、事業の選択と集中を旨とし、健全な財政運営に努められたい。

